

『ヴィジュアルで要点整理 1級建築士受験 基本テキスト 学科Ⅲ (法規) 第三版』 正誤表

2019年12月10日第3版第1刷用

本書の内容に以下の誤りがございました。お詫びして訂正申し上げます。

該当箇所	誤	正
P.30 9. 準耐火建築物	(法2条1項九号の三、令109条の3) [図19] 準耐火建築物は、次の(1)と(2)の2種類に大別され、さらにそれぞれについて2種類に分かれ、全部で次の4種類のものがある。 ・45分耐火のイ準耐 ・1時間耐火のイ準耐 ・外壁耐火のロ準耐 ・不燃構造のロ準耐	(法2条1項九号の三、 <u>令107条の2</u> 、令109条の3) [図19] 準耐火建築物は、次の(1)と(2)の <u>2種類に大別され、全部で次の3種類のものがある。</u> ・45分耐火のイ準耐 <u>削除</u> ・外壁耐火のロ準耐 ・不燃構造のロ準耐
P.31 図19		
P.31-32 (1) 準耐火構造としたもの(法2条1項九号の三イ) ② 1時間耐火のイ準耐	② 1時間耐火のイ準耐(令129条の2の3) …(略)… (a) 主要構造部の準耐火性能を1時間以上としたもの。 (b) 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、…(略)… (c) 地上部分の層間変形角が、原則として1/150以内のもの。	<u>削除</u>
P.44 2. 確認申請(1)	①法別表1(イ)欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。(1項一号)	①法別表1(イ)欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途の部分の床面積の合計が <u>200㎡</u> を超えるもの。(1項一号)
P.45 表13 全国適用「用途・構造(一)」の「規模」	その用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの	その用途の床面積の合計が <u>200㎡</u> を超えるもの
P.45 表13 全国適用の「工事種別」	…(略)… [用途変更は(一)の特殊建築物の用途で100㎡を超える場合にに限る]	…(略)… [用途変更は(一)の特殊建築物の用途で <u>200㎡</u> を超える場合にに限る]
P.50 6. 建築物の用途変更	(1) 既存建築物の用途を変更して、法6条1項一号の特殊建築物で、延べ面積が100㎡を超えるものとなる場合は、…(略)… (2) …(略)…ただし、号が異なる用途(延べ面積が100㎡を超えるもの)	(1) 既存建築物の用途を変更して、法6条1項一号の特殊建築物で、延べ面積が <u>200㎡</u> を超えるものとなる場合は、…(略)… (2) …(略)…ただし、号が異なる用途(延べ面積が <u>200㎡</u> を超えるもの)
P.50 7. 建築設備を設ける場合の確認申請	7. 建築設備を設ける場合の確認申請(法87条の2、令146条)	7. 建築設備を設ける場合の確認申請(法87条の4、令146条)
P.50 メモ(上から4つ目)	左記6-(1)に関して、たとえば事務所を共同住宅に用途変更して、延べ面積が100㎡を超えるものとなる場合、確認は必要である。	左記6-(1)に関して、たとえば事務所を共同住宅に用途変更して、延べ面積が <u>200㎡</u> を超えるものとなる場合、確認は必要である。
P.50 メモ(上から5つ目)	…(略)…(延べ面積が100㎡を超えるもの)に変更する場合は、類似の用途相互間の変更にはならず、確認は必要である。	…(略)…(延べ面積が <u>200㎡</u> を超えるもの)に変更する場合は、類似の用途相互間の変更にはならず、確認は必要である。
P.55 2-3-8 1. 建築物の定期報告(1)	①法6条1項一号に掲げる特殊建築物で、その用途の部分の床面積が100㎡を超えるもの。(1項)	①法6条1項一号に掲げる特殊建築物で、その用途の部分の床面積が <u>200㎡</u> を超えるもの。(1項)
P.64 問題6【解説】	4. …(略)… [法別表1(イ)欄の特殊建築物で、これらの用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの]とする場合は、…(略)…	4. …(略)… [法別表1(イ)欄の特殊建築物で、これらの用途の床面積の合計が <u>200㎡</u> を超えるもの]とする場合は、…(略)…
P.98 メモ(下から2つ目)	法6条1項一号の建築物は、法別表1(イ)欄の用途の特殊建築物で、その用途の床面積が100㎡を超えるものである。	法6条1項一号の建築物は、法別表1(イ)欄の用途の特殊建築物で、その用途の床面積が <u>200㎡</u> を超えるものである。
P.146 5-1-1 1. 大規模の木造建築物などの主要構造部の原則(法21条)	(1) 高さが13mまたは軒の高さが9mを超える建築物(1項)、延べ面積が3,000㎡を超える建築物(2項)で、…(略)…可燃材料を使ったものは、その主要構造部の性能を、原則として、法2条1項九号の二イに掲げる基準に適合するものなどとしなければならない。(1項)	(1) <u>地階を除く階数が4以上である建築物、高さが16mを超える建築物などで</u> 、床、屋根、階段を除く主要構造部の全部または一部に木材、プラスチックなどの可燃材料を使ったものは、その主要構造部を原則として通常火災終了時間に基づく構造としなければならない。(1項)
P.146 メモ(上から2つ目)	法2条1項九号の二イに掲げる…(略)…2章p30を参照。	<u>削除</u>
P.147 5-1-4 1. 国土交通大臣が定めた構造方法または認定を受けたものを設けなければならない特殊建築物	(1) 法別表1(ろ)欄に掲げる階を同表(イ)欄(1)項～(4)項までの用途に使うもの(一号) …(略)… (4) 劇場、映画館、演芸場の用途で、主階が1階にないもの(四号)	(1) 法別表1(ろ)欄に掲げる階を同表(イ)欄(1)項～(4)項までの用途に使うもの <u>(階数が3で延べ面積が200㎡未満のものを除く)</u> (一号) …(略)… (4) 劇場、映画館、演芸場の用途で、主階が1階にないもの <u>(階数が3で延べ面積が200㎡未満のものを除く)</u> (四号)

P149 表2 「用途(1)」「ろ」	3階以上の階	3階以上の階(階数3、延べ面積200㎡未満なら適用除外)
P149 表2 「用途(2)」	病院、…(略)…これらに類するもので政令で定めたもの(病院グループ)※	病院、…(略)…これらに類するもので政令で定めたもの(病院グループ)※(就寝利用する用途は、警報設備をつけた場合に限り適用除外)
P149 表2 「用途(4)」「は」	500㎡以上	500㎡以上(2階) (その用途に使用する部分の床面積の合計が3000㎡以上)
P.156 表8 「③ 堅穴区画」の「対象建築物」	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階または3階以上の階に居室のあるもの	主要構造部を…(略)…または3階以上の階に居室のあるもの ^{※1} ※1 法別表1(1)項から(4)項までに掲げる用途の特殊建築物で階数が3で延べ面積が200㎡未満のものについては主要構造物に対する規制はない。
P.158 表9 「③ 堅穴区画」の「防火区画の種類」	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階または3階以上の階に居室のあるもの	主要構造部を…(略)…または3階以上の階に居室のあるもの ^{※1} ※1 法別表1(1)項から(4)項までに掲げる用途の特殊建築物で階数が3で延べ面積が200㎡未満のものについては主要構造物に対する規制はない。
P.158 表9 「④ 異種用途区画」の「防火区画の種類」	「対象建築物」建築物の一部に法27条1項各号(学校、劇場、映画館など)のいずれかがある場合	削除 「項」「区画面積など」「区画の構造」「防火設備」の行も削除
P.158 表9 註	※ 性能規定の考えから、…(略)…不燃材料をそれぞれ含む。	削除
P.161 (3) 堅穴区画の対象から除かれる建築物や建築物の部分	①避難階から…(略)…下地とも不燃材料の場合。(一号) ②階数が3以下で、…(略)…昇降機の昇降路の部分。(二号) ③面積区画と同様に、劇場、映画館、集会場などの客席や体育館、工場などのように用途上区画することが難しい建築物で、壁と天井が仕上げ、下地とも準不燃材料の場合。(9項かつ書き)	①避難階から…(略)…下地とも不燃材料の場合。(11項一号) ②階数が3以下で、…(略)…昇降機の昇降路の部分。(11項二号) ③3階を病院、診療所などに使う建築物で階数が3で延べ面積200㎡未満の堅穴部分は、その堅穴部分以外の部分と間仕切り壁などで区画する。(12項)
P.162 6. 異種用途区画	6. 異種用途区画(令112条12項)…(略)… (1) 異種用途区画しなければならない場合(12項)	6. 異種用途区画(令112条18項)…(略)… (1) 異種用途区画しなければならない場合(18項)
P.163 7. 防火区画の周辺部の構造	7. 防火区画の周辺部の構造(令112条10項、11項) …(略)… (1) 防火区画となっている壁や床が…(略)…、除かれる。(10項) (2) 準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合は、…(略)…法2条1項九号の二口に規定する防火設備を設ける。(11項)	7. 防火区画の周辺部の構造(令112条16項、11項) …(略)… (1) 防火区画となっている壁や床が…(略)…、除かれる。(16項) (2) 準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合は、…(略)…法2条1項九号の二口に規定する防火設備を設ける。(17項)
P.163 8. 防火区画に設ける防火設備	8. 防火区画に設ける防火設備(令112条13項)	8. 防火区画に設ける防火設備(令112条19項)
P.163 表10 ③④	③堅穴区画 メゾネットの住戸、…(略)…などの堅穴部分(9項) ④異種用途区画 建築物の一部に…(略)…いずれかがある場合(12項)	③堅穴区画 メゾネットの住戸、…(略)…などの堅穴部分(11項) ④異種用途区画 建築物の一部に…(略)…いずれかがある場合(18項)
P164-165 9. 防火区画を貫通する配管や風道(ダクト)など	防火区画を貫通する配管や風道(ダクト)など(令112条14項、15項) (1) 防火区画を貫通する配管(15項、令129条の2の5、1項七号) …(略)… ①給水管、配電管、…(略)…埋めなければならない。(14項) ②防火区画を貫通する配管は、…(略)…(令129条の2の5、1項七号) (2) 防火区画を貫通する風道(15項)	防火区画を貫通する配管や風道(ダクト)など(令112条20項、21項) (1) 防火区画を貫通する配管(20項、令129条の2の4、1項七号) …(略)… ①給水管、配電管、…(略)…埋めなければならない。(20項) ②防火区画を貫通する配管は、…(略)…(令129条の2の4、1項七号) (2) 防火区画を貫通する風道(21項)
P.172-173 5. 下地について	(1) 防火区画の中の高層階区画の緩和措置。(令112条6項、7項) (2) 防火区画の中の堅穴区画の緩和措置。(令12条9項) …(略)… (4) 特別避難階の階段室と付室。(令123条3項三号)	(1) 防火区画の中の高層階区画の緩和措置。(令112条9項) (2) 防火区画の中の堅穴区画の緩和措置。(令12条11項) …(略)… (4) 特別避難階の階段室と付室。(令123条3項四号)
P.258 7-3-2 4. 建ぺい率の緩和	(1) …(略)…かつ防火地域内にある耐火建築物の場合は、+1/10となる。	(1) …(略)…かつ次の①または②のいずれかに当てはまる建築物の場合は、+1/10となる。①防火地域内にあるaに当てはまる建築物または準防火地域内にあるaもしくはbのいずれかに当てはまる建築物。a:防火地域内にある耐火建築物または耐火建築物等。b:準防火地域内にあるaまたは準耐火建築物等 ②街区の角にある敷地またはこれに準ずる敷地で、特定行政庁が指定したもの
P.259 表6 条件②	防火地域内の耐火建築物の緩和	・防火地域内の耐火建築物と耐火建築物等の緩和 ^{※5} ・準防火地域内の耐火建築物と耐火建築物等および準防火地域内の準耐火建築物または準耐火建築物等の緩和 ^{※6} ※5 耐火建築物等:防火地域内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能をもつものとして政令で定める建築物 ※6 準耐火建築物等:準防火地域内にある耐火建築物または耐火建築物等あるいは準耐火建築物またはこれと同等以上の延焼防止性能をもつものとして政令で定める建築物